特許協力条約

EP · US

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条) [PCT18条、PCT規則43、44]

の書類記号	今後の手続きにつ		報告の送付通知様式(P	CT/1SA/220)
国際出願番号 PCT/JP01/02704	国際出願日(日.月.年)	30. 03. 01	優先日 (日.月.年)	30. 03. 00
出願人 (氏名又は名称) 新日本製鐵株式会社				
国際調査機関が作成したこの国際調 この写しは国際事務局にも送付され		 川第41条(PCT 1	8条)の規定に従い出願	頭人に送付する。
この国際調査報告は、全部で3	ページである。	•		
この調査報告に引用された先行	技術文献の写しも初	5付されている。	:	
1. 国際調査報告の基礎 a. 言語は、下記に示す場合を除 この国際調査機関に提出さ				- ·
b. この国際出願は、ヌクレオチ この国際出願に含まれる書	面による配列表			問査を行った。
□ この国際出願と共に提出さ			列表	
□ 出願後に、この国際調査機 □ 出願後に、この国際調査機	•		ケにトス高み別事	
□ 出願後に提出した書面によ		•		項を含まない旨の陳述
書の提出があった。書面による配列表に記載し書の提出があった。	た配列とフレキシ	ブルディスクによる	5配列表に記録した配列	が同一である旨の陳述
2. 請求の範囲の一部の調査が	ができない(第1橌	参照)。		
3. 登明の単一性が欠如してい	へる(第Ⅱ欄参照)	•		
4. 発明の名称は 🛛 出版	頂人が提出したもσ	を承認する。		`
· 次(こ示すように国際課	看機関が作成した	•	
- 5. 要約は X 出版	頭人が提出したもの	を承認する。	<u> </u>	
国		た。出願人は、こ	則第47条(PCT規則3 の国際調査報告の発送の できる。	
6. 要約售とともに公表される図は、 第3図とする。 X 出版		である。	□ なし	
	類人は図を示さなか	った。		
	図は発明の特徴を一	-層よく表している	•	

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP01/02704

			17 027.04
1)属する分野の分類(国際特許分類(IPC))		
Int. C	C1. C04B35/52, F27D1/00, C21B7/10		
	行った分野 最小限資料(国際特許分類(IPC))		
	Cl. 7 CO4B35/52		
日本国実用日本国公開日本国登録	外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 用新案公報 1926年-1996年 開実用新案公報 1971年-2001年 最実用新案公報 1994年-2001年 用新案登録公報 1996年-2001年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
J CA, F	用した電子データベース(データベースの名称 REGISTRY (STN) ST (JOIS)	、調査に使用した用語)	,
C. 関連する 引用文献の	ると認められる文献		
カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連する		関連する 請求の範囲の番号
Α	JP, 4-317478, A(日本電極株式会社 請求の範囲,実施例2,3(ファミリー)9.11月.1992(09.11.92),特許 なし)	1-5
Α	JP, 6-101975, A(明智セラミックス4), 特許請求の範囲(ファミリーなし	株式会社) 12. 4月. 1994 (12. 04. 9	1-5
A	EP, 0703198, A2 (NIPPON STEEL COR 6), 特許請求の範囲&JP, 8-81706, A,	PORATION) 27. 3月. 1996 (27. 03. 9 特許請求の範囲	1-5
1	·		. -
X C欄の続き	さにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別	紙を参照。
もの 「E」国際出解 以優先に 「L」優先権 文 日 文 頭 で 「O」 「O」	つカテゴリー 他のある文献ではなく、一般的技術水準を示す。 個日前の出願または特許であるが、国際出願日 表表されたもの E張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 は他の特別な理由を確立するために引用する 他由を付す) こる開示、使用、展示等に言及する文献 個日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表さ出願と矛盾するものではなく、発の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当の新規性又は進歩性がないと考え 「Y」特に関連のある文献であって、当上の文献との、当業者にとったもよって進歩性がないと考えがいる。	明の原理又は理論 該文献のみで発明 られるもの 該文献と他の1以 明である組合せに
国際調査を完了	した日 08.06.01	国際調査報告の発送日 19.06	5.01
日本国 郵	名称及びあて先 特許庁(ISA/JP) 優番号100-8915 千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 武重 竜男 電話番号 03-3581-1101	4T 9728 内線 3463



国際出願番号 PCT/JP01/02704

		CONMETAL	国际出願番号 PCT/JP(01/02704
i	C(続き).	関連すると認められる文献		
į	引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは	は、その関連する策所の事ニ	関連する
	. A	JP,7-172907,A(川崎炉材株式会社)11 7月	月. 1995 (11. 07. 95) 蜂鉾	請求の範囲の番号
		請求の範囲 (ファミリーなし)	(011 00), 10 pl	1-0
	Α	JP, 53-7709, A(住友金属工業株式会社) 24 許請求の範囲(ブァミリーなし)	. 1月. 1978 (24. 01. 78), 特	1-5
		•		
			•	
			•	
1				
1		·	•	
			,	
			•	
			·	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
			·	
	1			
	• -}			
				·
			•	
				· · ·
		-		-

特許協力条約に基づく国出願

願 書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

国際出願番号	受理官庁記入欄 ————	
国際出願日	30.3.01	
(受付印)	受領印	

	出願人スは代理人の (希望する場合、最大			
第1欄 発明の名称				
炭素質耐火物及び	その製	造方法		
第 1 欄 出願人 この欄に記載した者は、発明者でもあ	oō.			
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載: 法人は公式の完全な名称を記載	;あて名は郵便番号及び目	国名も記載)	電話番号:	275-7652
		-	ファクシミリ	
新日本製鐵株式会社 NIPPON STEEL CORPORAT	LON			275-5966
〒100-8071 日本国東京都千代田区大	手町2丁目6番	: 3号	加入電信番号	} :
6-3, Otemachi 2-chome, Tokyo 100-8071 Japan	Chiyoda	– к u,		
lokyo 100 dovi Japan			出願人登録都	5号:
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日	本国	PAN	
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: すべての指定国 メニター 米国を	と除くすべての指定国	米国のみ		追記機に記載した指定国
第Ⅲ欄 その他の出願人又は発明者				
氏名 (名称) 及びあて名: (姓・名の順に記載: 法人は公式の完全な名称を記載	;あて名は郵便番号及び	国名も記載)	この欄に記載	
				のみである。
日本電極株式会社				TO A STORE OF THE AND A ST
NIPPON ELECTRODE COMPA	NY, LTD. 装庫5600番	tata	出版人	及び発明者である。
〒421-3203 日本国静岡県庵原郡蒲原町 5600, Kambara, Kambara-c	ho, Ihar	a – gun,	発明者	のみである。 <i>にレ印を付したときは、</i>
Shizuoka 421-3203 Japa	n		以下	た記入しないこと)
			出願人登録	番号 :
			<u> </u>	
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 <i>(国名)</i> : 日本	IN JAP	A N ————	
この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国・指定国についての出願人である:	を除くすべての指定国	米国のみ		追記欄に記載した指定国
その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。				
第Ⅳ欄 代理人又は代表者、通知のあて名				
次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する:	(代理)		者	
氏名 (名称) 及びあて名: (姓・名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載			電話番号:	3 5 8 3 - 9 7 5 7
8196 弁理士 木内 光春 KIUCF 〒107-0052 日本国東京都港区赤坂1	HI Mits 1丁目1番17 ⁴	u h a r u 号	ファクシミ 03-3	リ番号: 3 5 8 6 - 3 4 3 7
細川ビルディング404号 Room 404,Hosokawa Blo	dσ		加入電信番	号:
1-17. Akasaka $1-chome$,	Minato	– k u,		
Tokyo 107-0052 Japan			代理人登録	•
				8 1 9 6
通知のためのあて名:代理人又は代表者が選任されておらず、上記枠内に	特に通知が送付されるあ	て名を記載している。	合は、レ印を	付す。

第Ⅲ欄の続き その他の出願人! 発明者		
	は、この用紙を顧書に含めないこと。	
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載: 法人は公式の完全な名称を記載	: あて名は郵便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は 次に該当する:
石井 章生 【SHI【 Akio 〒293-8511 日本国千葉県富津市新富5	2 0 - 1	出願人のみである。
新日本製鐵株式会社 技術開発本部 鉄鋼研究所	听 無機材料開発部内	出願人及び発明者である。
c/o REFRACTORY CERAMI	CS R&D DIV.	
STEEL RESEARCH LABORA' TECHNICAL DEVELOPMENT	BUREAU	発明者のみである。 (ここに <i>レ印を付したときは、</i>
NIPPON STEEL CORPORAT	ION	以下に記入しないこと)
20-1, Shintomi, Futtsu- Chiba 293-8511 Japan	shi,	出願人登録番号:
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 <i>(国名)</i> : 日本国 JAP	A N
この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国会	を除くすべての指定国 🗸 米国のみ	追記欄に記載した指定国
指定国についての出願人である: 氏名 (名称) 及びあて名: (姓・名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載	ア: あて名は郵便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は
中村 倫 NAKAMURA Hit	oshi	次に該当する: 出願人のみである。
│ 〒293-8511 日本国千葉県富津市新富 │ 新日本製鐵株式会社 技術開発本部 鉄鋼研究		
c/o REFRACTORY CERAMI	CS R&D DIV.	✓ 出願人及び発明者である。
STEEL RESEARCH LABORA TECHNICAL DEVELOPMENT		発明者のみである。 (ここに <i>レ印を付したときは、</i>
NIPPON STEEL CORPORAT		以下に記入しないこと)
20-1, Shintomi, Futtsu-Chiba $293-8511$ Japan	shi,	出願人登録番号:
	or (DA) FITEL IAD	A M
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日本国 JAP A	7 11
指定国についての出願人である:	を除くすべての指定国 🗸 米国のみ	追記欄に記載した指定国
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載:法人は公式の完全な名称を記載	哉;あて名は郵便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は 次に該当する:
新田 法生 NITTA Michio 〒293-8511 日本国千葉県富津市新富	20 - 1	出願人のみである。
上 新日本制鐵牌式合計 技術開発本部 鉄鋼研究	所 無機材料開発部内	出願人及び発明者である。
c/o REFRACTORY CERAMI STEEL RESEARCH LABORA	CS R&D DIV.	山山
TECHNICAL DEVELOPMENT	BUREAU	発明者のみである。 <i>(ここにレ印を付したときは、</i>
NIPPON STEEL CORPORAT	ION	以下に記入しないこと)
20-1, Shintomi, Futtsu- Chiba 293-8511 Japan	5 11 1,	出願人登録番号:
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日本国 JAPA	N
この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国	を除くすべての指定国 🗸 米国のみ	追記欄に記載した指定国
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載、法人は公式の完全な名称を記載	酸;あて名は郵便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は 次に該当する:
 若狭 勉 WAKASA Tsutom	n u	出願人のみである。
〒421-3203 日本国静岡県庵原郡蒲原町	丁蒲原5600番地	出願人及び発明者である。
日本電極株式会社蒲原工場内 c/o NIPPON ELECTRODE C	COMPANY	La marx o venia cono.
KAMBARA WORKS		発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、
5600, Kambara, Kambara-c	cho, lhara-gun,	以下に記入しないこと)
Shizuoka 421-3203 Japa	1 11	出願人登録番号:
国簽(国名): 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日本国 JAP	AN
国籍 (国名): 日本国 JAPAN この欄に記載した者は、次の すべての指定国 米国	■を除くすべての指定国	追記欄に記載した指定国
指定国についての出願人である:		

3	_
•	百

第皿欄の続き その他の出願人又 発明者		
この模葉を使用しないとき	は、この用紙を願書に含めないこと。	
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記録	般:あて名は郵便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は 次に該当する:
三上 裕史 MIKAMI Hirofu 〒421-3203 日本国静岡県庵原郡蒲原町 日本電極株式会社蒲原工場内 c/o NIPPON ELECTRODE (T浦原 5 6 0 0 番地	出願人のみである。 ☑ 出願人及び発明者である。
KAMBARA WORKS 5600, Kambara, Kambara-c Shizuoka 421-3203 Japa	:ho, [hara-gun,	登明者のみである。 (ごこにレ印を付したときは、 以下に記入しないこと) 出順人登録番号:
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日本国 JAP	A N
この機に記載した者は、次の お定国 オベての指定国 米国]を除くすべての指定国 🕢 米国のみ	追記欄に記載した指定国
氏名 (名称) 及びあて名: (姓・名の順に記載; 庄人は公式の完全な名称を記 山上 芳幸 YAMAGAMI Yosh	niyuki	この機に記載した者は 次に該当する: 出願人のみである。
〒421-3203 日本国静岡県庵原郡蒲原田日本電極株式会社蒲原工場内 c/o NIPPON ELECTRODE (KAMBARA WORKS	•	✓ 出願人及び発明者である。 発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、
5600, Kambara, Kambara-6 Shizuoka 421-3203 Japa	cho, Ihara-gun, an	
国籍 <i>(国名)</i> : 日本国 JAPAN	住所 (国名): 日本国 JAP	A N
	図を除くすべての指定国 ✓ 米国のみ	追記欄に記載した指定国
指定国についての出願人である: 上		この機に記載した者は 次に該当する:
		出願人のみである。
		出類人及び発明者である。
		発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、 以下に記入しないこと)
		出願人登録番号:
国籍 (国名):	住所 <i>(国名)</i> :	
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: ポイスの指定国 米(国を除くすべての指定国 米国のみ	追記欄に記載した指定国
氏名(名称)及びあて名:(姓・名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記	『載;あて名は鄭便番号及び国名も記載)	この欄に記載した者は次に該当する: 出願人のみである。
		出願人及び発明者である。
		(ここにレ印を付したときは、 以下に記入しないこと)
	·	出願人登録番号:
国籍 (国名):	住所 <i>(国名)</i> :	
この欄に記載した者は、次の 指定国についての出願人である: 米	国を除くすべての指定国 米国のみ	追記欄に記載した指定国
その他の出願人又は発明者が他の検薬に記載されている。		

第V欄	国の指定 (は当する口に)	すこと:少なくとも1つの口にレ印を付すこと)。	
		床後又は取扱をいずれかの指定国(又は OAPI)で求める	場合、一、追記機に記載する。
1	ARIPO特許:GHガー MWマラウイ Malawi,M Z モザ S Z スワジランド Swaziland,T	ナ Ghana, G Mガンビア Gambia, K E ケョンビーク Mozambique, S D スーダン Sudan, Z タンザニア United Republic of Tanzania, U (、ラレプロトコルと特許協力条約の締約国である他の	S L シエラ・レオネ Sierra Leone , G ウガンダ Uganda ,
□EA ·	ユーラシア特許:AMアル KGキルギスタンKyrgyzstan,K Federation,TJタジキスタンTa	ステレアはトコルと特許協力来訳の場所国での意思 メニア Armenia。 A Z アゼルバイジャン Azerb こ Z カザフスタン Kazakhstan。 M D モルドヴァ jikistan。 T Mトルクメニスタン Turkmenistan	aijan, BYベラルーシBelarus, Republic of Moldova, RUロシア Russian
⊠EP	締約国である他の国 ☑ E P ヨーロッパ特許: A Tオーストリア Austria、 B E ベルギーBelgium、 C H and L I スイス及びリヒテンシュタイン Switzerland and Liechtenstein、 C Y キプロス Cyprus、 D E ドイツ Germany、 D K デンマーク Denmark、 E S スペイン Spain、 F I フィンランド Finland、 F R フランス France、 G B 英国 United Kingdom、 G R ギリシャ Greece、 I E アイルランド Ireland、 I T イタリア Italy、 L U ルクセンブルグ Luxembourg、 M C モナコ Monaco、 N L オランダ Netherlands、 P T ポルトガル Portugal、 S E スウェーデン Sweden、 T R トルコ Turkey、 及びヨーロッパ特許条約と特許協力条約の締約国である他の国		
	〇 A P I 特計: B F ブルキカ C G コンゴ Congo, C I コート ギニア Guinea, G W ギニア・ビサオ S N セネガル Senegal, T D チャ 及びアフリカ知的所有権機構のメンバ 点線上に記載する)	・・ファソ Burkina Faso、 B J ベナン Benin, ジボアール Côte d'Ivoire, C Mカメルーン Cam - Guinea-Bissau, M L マリ Mali, M R モーリャド Chad, T G トーゴ Togo, - 一国であり特許協力条約の締約国である他の国(代	eroon, G A ガボン Gabon, G N タニア Mauritania, N E ニジェール Niger, 他の種類の保護又は取り扱いを求める場合には
国内特許	午(他の種類の保護又は取り扱いを求	める場合には点線上に記載する)	
□AE7	プラブ首長国連邦	G E / G C G G G G G G G G G G G G G G G G G	□MWマラウイ Malawi
	United Arab Emirates	GTIN / Ghana	□MXメキシコ Mexico
□AG7	アンティグア・バーブーダ	Granner	□MZモザンビーク Mozambique
_	Antigua and Barbuda	LITIC/5/// Cloada	□ N ○ /ルウェーNorway □ N Z ニュー・ジーランド New Zealand
	アルバニア Albania	If Unity - nullgary	IN Z = 1 - 1 - 1 - 1 New Zealand
□AM7	ルメニア Armenia	□ I Dインドネシア Indonesia	☑ P Lポーランド Poland
	トーストリア Austria	□ I LイスラエルIsrael	□ P Tポルトガル Portugal
	トーストラリア Australia	□ I NインドIndia	□ R Oルーマニア Romania
	アゼルバイジャン Azerbaijan	□ I S アイスランド Iceland	□ R U □シア Russian Federation
	ドスニア・ヘルツェゴヴィナ Bosnia	☑ J P 日本 Japan	
and Her	zegovina	□ K E ケニア Kenya	□ S Dスーダン Sudan
	ベルバドス Barbados	□ K G キルギスタン Kyrgyzstan	□ S E スウェーデン Sweden
	ブルガリア Bulgaria	□ Κ P北朝鮮	□ S G シンガポール Singapore
	ブラジル Brazil	Democratic People's Republic of Korea	S I スロヴェニア Slovenia
	ベラルーシ Belarus	☑KR韓国 Republic of Korea	□ S Kスロヴァキア Slovakia
l .	ベリーズ Belize	□ K Z カザフスタン Kazakhstan	S L シエラ・レオネ Sierra Leone
	カナダ Canada	□ L Cセント・ルシア Saint Lucia	コート エタジキスタン Tajikistan
□СНа		🗆 L K スリ・ランカ Sri Lanka	□ T Mトルクメニスタン Turkmenistan
スイス及	とびりヒテンシュタイン	□ L R リベリア Liberia	1 Mr F/D/ Z = X/J/ Turkmenistan
	erland and Liechtenstein	□ L S レソト Lesotho	□ T R トルコ Turkey
M C N 4	中国 China	□ L Tリトアニア Lithuania	□ T T トリニダッド・トバゴ
	コロンピア Colombia	□ L Uルクセンブルグ Luxembourg	Trinidad and Tobago
	コスタリカ Costa Rica	□ L Vラトヴィア Latvia	□ T Z タンザニア
	キューハ ** Cuba	□MA ₹□ッ□ Morocco	United Republic of Tanzania
i i	fx= Czech Republic	□MDモルドヴァ Republic of Moldova	□ U A ウクライナ Ukraine
	ドイツ Germany		□ U G ウガンダ Uganda
1	デンマーク Denmark	□MGマダガスカル Madagascar	☑ U S 米国 United States of America
1	ドミニカ Dominica	□MKマケドニア旧ユーゴスラヴィア	
	アルジェリア Algeria	共和国 The former Yugoslav Republic of	□ U Z ウズベキスタン Uzbekistan
	エストニア Estonia	Macedonia	□ V Nベトナム Viet Nam
	スペイン Spain	□MNモンゴル Mongolia	□ Y Uユーゴスラヴィア Yugoslavia
	フィンランド Finland		□ 乙 A南アフリカ共和国 South Africa
	英国 United Kingdom		
	グレナダ Grenada コナーこの様式の施行後に特許協力条約	内の締約国となった国を指定するためのものである。	□ Z Wジンパブエ Zimbabwe
1			
1			
指定の確認の	の宜旨:出額人は、上記の指定に加えて、規	l則 4.9(b)の規定に基づき、特許協力条約の下で認められる	他の全ての国の指定を行う。但し、追記欄にこの宜言か

指定の確認の宜言:出願人は、上記の指定に加えて、規則 4.9(b)の規定に基づき、特許協力条約の下で認められる他の全ての国の指定を行う。但し、追記欄にこの直言が ら除く旨の表示をした国は、指定から除かれる。出願人は、これらの追加される指定が確認を条件としていること、並びに優先日から 1 5 月が経過する前にその確認が なされない指定は、この期間の経過時に、出願人によって取り下げられたものとみなされることを宜言する。(指定の確認は、指定を特定する通知の提出と指定手数料及 び確認手数料の納付からなる。この確認は、優先日から 1 5 月以内に受理官庁へ提出しなければならない。)

5	
J	E

第VI欄 優先権	主張			
以下の先の出願に基づく	優先権を主張する:			
先の出願日	先の出願音号		先の出籍	
(日、月、年)		国内出願: 国名	広域出願: *広域官庁名	国際出願: 受理官庁名
3 0 . 0 3 . 0 0	特願2000 -95133	日本国 Japan		
(2)				
(3)				
(4)				
(5)	i			
	張(先の出願)が追記欄に 本国際出願の受理官庁に対	記載されている。 <i>して出願されたものに限る</i>) のうち、以	下のものについて、出願書類の認	証謄本を作成し国際事務局へ送付する
1	特許庁の長官)に対して請求す			
すべて	憂先権(1) 優先権	(2) 優先権(3) 優先	先権(4) 優先権(5)	その他は追記欄参照
		出願を行った工業所有権の保護のための		
第VII欄 国際調				
国際調査機関(記載。)	ISA)の選択(2以上の国際調査機関が国際調査を	と実施することが可能な場合、	いずれかを選択し二文字コードを
I SA/	P			
先の調査結果の <i>出願日(日.)</i>		爾査の照会(先の調査が、国際 出願番号	調査機関によって既に実施又 国名(又は広域で	
第VII欄 申立て				
この出願は以下の申ゞ	ケスでを含む。 <i>(下記の該当</i>	する欄をチェックし、右にそれぞ	れの申立て数を記載)	申立て数
第VIII欄(i)	発明者の特定に	関する申立て	:	
第V亚欄(ii)	出願し及び特許出願人の資格に	を与えられる国際出願り 関する申立て	ョにおける :	
第VII欄(iii)	先の出願の優先 出願人の資格に	権を主張する国際出願! 関する申立て	ョにおける :	
第VII欄(iv)	発明者である旨 (米国を指定国			
第Ⅷ欄(v)	不利にならない て	開示又は新規性喪失の何	列外に関する申立	·

第1X欄 照合欄;出願の言語		
この国際出願の紙様式の枚数は次のとおりである。 (a) 紙形式での枚数	この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。	
願書(申立てを含む)	1. ◆ 手数科計算用紙	
明細書(配列表を除く) 1.5 枚	✓ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 :	
請求の範囲・・・・・・・ 1 均	【✔】 国際事務局の口座への扱込を証明する音面 : :	
要約書	2. 個別の委任状の原本 :	
图面 3 技	3 包括委任状の原本 :	
小計 2.6 枚	4 包括委任状の写し(あれば包括委任状番号) :	
明細書の配列表部分・・・・・・・ () 校 (紙形式での出願の場合はその校覧	5.	
(組の人、シロボンをはなっている。 コンピュータ読み取り可能な形式の有無を問わない。 下記(b)参照)	6. 国際出願の翻訳文 (翻訳に使用した言語名を記載する):	
合計 26 枚	7. 图形出榜》的队人(新队任庆州七月日6日至北极)。	
	8. 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面 : コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表	
(b)コンピュータ読み取り可能な形式による配列表部分 コンピュータ読み取り可能な形式のみ	9. (媒体の種類 (704921'47'73)、CD-ROM、CD-R その他) と枚数も表示する)	
(i) (実施細則第 801 号(a)(i))	(1) (国際出籍の一部を構成しない) : (左間(b)(i)又は(b)(ii)にレ印を付した場合のみ)	
紙形式に追加 (実施細則第 801 号(a)(ii))	(11) 規則 13 の 3 に基づき提出する国際調在のためのびしを含む追加的びし : - 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した	
配列表部分を含む媒体の種類(フレキシプルディスク、CD- ROM、CD-R その他)と枚数	10.	
(追加的写しは右欄9.(ii)に記載)		
要約書とともに提示する図面: 第3図	本国際出願の言語: 日本語	
第X欄 出願人、代理人又は代表 多人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。		
木 内 光	在 春 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	•	
	—— 受理官庁記入欄 ————————————————————————————————————	
1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日		
3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であって その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(訂正日) 不足図面がある		
4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日		
5. 出願人により特定された 国際調査機関 ISA/	6. 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に 調査用写しを送付していない。	
. 32	国際事務局記入欄 ————————————————————————————————————	
記録原本の受理の日:		

(19) 世界知的所有権機関 国際事務局



(43) 国際公開日 2001年10月11日(11.10.2001)

PCT

(10) 国際公開番号 WO 01/74738 A1

(51) 国際特許分類7: C04B 35/52, F27D 1/00, C21B 7/10

(21) 国際出願番号:

PCT/JP01/02704

(22) 国際出願日:

2001年3月30日(30.03.2001)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願2000-95133

2000年3月30日(30.03.2000)

(71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 新日 本製鐵株式会社 (NIPPON STEEL CORPORATION) [JP/JP]: 〒100-8071 東京都千代田区大手町2丁目6番3号 Tokyo (JP). 日本電極株式会社 (NIPPON ELECTRODE COMPANY, LTD.) [JP/JP]; 〒421-3203 静岡県庵原郡 蒲原町蒲原5600番地 Shizuoka (JP).

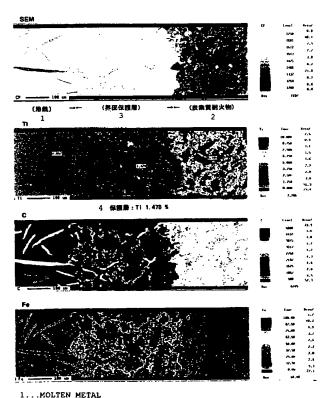
(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 石井章生 (ISHII, Akio) [JP/JP]. 中村 倫 (NAKAMURA, Hitoshi) [JP/JP]. 新田法生 (NITTA, Michio) [JP/JP]; 〒293-8511 千葉県 富津市新富20-1 新日本製鐡株式会社 技術開発本 部 鉄鋼研究所 無機材料開発部内 Chiba (JP). 若狭 勉 (WAKASA, Tsutomu) [JP/JP]. 三上裕史 (MIKAMI, Hirofumi) [JP/JP]. 山上芳幸 (YAMAGAMI, Yoshiyuki) [JP/JP]; 〒421-3203 静岡県庵原郡蒲原町蒲原5600番 地 日本電極株式会社 蒲原工場内 Shizuoka (JP).

/続葉有/

(54) Title: CARBONACEOUS REFRACTORY AND METHOD FOR PREPARING THE SAME

(54) 発明の名称: 炭素質耐火物及びその製造方法



(57) Abstract: A method for preparing a carbonaceous refractory, characterized in that it comprises providing a mixture comprising 50 to 85 % of a carbonaceous raw material as a main material comprising roasted an anthracite, a calcined coke, a natural or man-made graphite or a mixture thereof, 5 to 15 % of an alumina fine powder, 5 to 15 % of a fine metallic silicon powder, 5 to 20 % of one or more of a titanium carbide powder, a titanium nitride powder and titanium carbide nitride powder, and adding an organic binder to the mixture, followed by kneading, forming and burning in a non-oxidizing atmosphere. The use of the carbonaceous refractory as a lining material for a side wall and a bottom part of a hearth of a blast furnace reduces the exhaustion of a lining material due to its dissolution into a molten metal and also reduces the abrasion thereof due to a flowing molten metal, which results in prolonging the useful life of the blast furnace.

WO 01/74738 A

4

2...CARBONACEOUS REFRACTORY

3...INTERFACIAL PROTECTIVE LAYER

4...PROTECTIVE LAYER

WO 01/74738 A1



- (74) 代理人: 弁理士 木内光春(KIUCHI, Mitsuharu); 〒 添付公開書類: 107-0052 東京都港区赤坂1丁目1番17号 細川ビルディ ― 国際調査報告書 ング404号 Tokyo (JP).

- (81) 指定国 (国内): CN, JP, KR, PL, US.
- (84) 指定国 (広域): ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, TR). のガイダンスノート」を参照。

2文字コード及び他の略語については、 定期発行される 各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語

(57) 要約:

質量%で、主原料として焙焼無煙炭、仮焼コークス、天然黒鉛もしくは人造黒 鉛又はこれらの混合物から成る炭素質原料を50~85%、これに、アルミナ微 粉5~15%、金属珪素微粉5~15%及び炭化チタン粉末、窒化チタン粉末及 び炭窒化チタン粉末の1種又は2種以上を合計で5~20%を含有させた混合物 に有機バインダーを加え、混練、成形し、非酸化雰囲気で焼成して炭素質耐火物 を得る。この炭素質耐火物を高炉湯溜まりの側壁部及び炉底部の内張り材に使用 することにより、内張り材の溶銑溶解による消耗を減少させることができると同 時に、流動溶銑による摩耗も減少させることができ、高炉の寿命を延ばすことが できる。

明細書

炭素質耐火物及びその製造方法

5 技術分野

本発明は、非酸化雰囲気で使用される耐火物、特に高炉湯溜まりの側壁部と炉底部の内張り材に適する炭素質耐火物及びその製造方法に関する。

背景技術

20

25

近年の非酸化雰囲気の窯炉、例えば高炉は、大型化が進むと共に操業は過酷化し、高圧操業、微粉炭吹き込み操業等により、内張り耐火物が損傷する要因が増加している反面、高炉の高額な初期投資を抑制するために長寿命化が望まれている。このような高炉の寿命の律速は、高炉湯溜まりの側壁部と炉底部の内張り材の耐久性である。この高炉湯溜まりの側壁部と炉底部の部位の内張り材としては、炭素質耐火物が使用されている。すなわち、内張り材として用いられる炭素質耐火物の耐久性の向上が、高炉の延命に直接的な効果をもたらす。

炭素質耐火物は、一般に、焙焼無煙炭、人造黒鉛、天然黒鉛等の炭素骨材に、コールタールピッチ、フェノール樹脂等の有機パインダーを加えて混練し、押し出し成形または型込め成形した後、コークスブリーズ中に埋没して焼成することにより製造される。また、炭素質耐火物は、粘土質れんがに比べて、炭素骨材の溶銑への加炭溶解による侵食が生じるという短所を有しているが、熱伝導性が高く、また耐スラグ性にも優れていることから、古くから高炉湯溜まり部の内張り材に使用されている。

また、高炉内での内張り炭素質耐火物の損傷の原因としては、溶銑への加炭溶解、気孔中への溶銑の侵入が原因となって生じる破壊、アルカリや亜鉛蒸気の侵入と反応による亀裂の生成、熱応力による破壊、溶銑流動による摩耗等が挙げられる。

このため、従来から炭素質耐火物の耐久性の向上を図ることを目的として、炭素質耐火物の配合、製造方法、使用方法等について多くの提案がなされ、実施さ

25

れてきた。本出願人においても、溶銑への加炭溶解速度を小さくするために、特公昭 56-18559 号公報には、主原料の炭素骨材に加えて、 $\alpha-$ アルミナ、ジルコン、マグネシア等の金属酸化物を含有させた高炉用炭素質耐火物を開示した。

5 また、特公昭58-43350号公報には、炭素骨材を主原料として、金属珪素微粉を配合し、焼成過程で炭素質耐火物の気孔内にひげ状の珪素化合物を生成させて、溶銑が侵入できる直径1μm以上の気孔を少なくし、溶銑や反応性ガスの炭素質耐火物への侵入を減少させる高炉用炭素質耐火物の製造方法を開示した。

特開平7-172907号公報には、炭素質原料、アルミナ質原料に炭化チタ 10 ン粉末を添加し、高温下で酸化後、Al₂O₃/TiO₂系化合物を生成し、組織が 緻密化し耐酸化性及び耐食性を向上した炭素含有耐火物を開示した。

特許第2747734号は、炭素材料、耐火性酸化物材料に、酸化防止剤として炭化物材料、例えば炭化チタンを含有する耐食性、耐酸化性に優れた炭素含有耐火物を開示した。

15 さらに、特開平8-81706号公報には、熱伝導性を高めるため、熱伝導率の大きい人造黒鉛、天然黒鉛等の炭素骨材を主原料とする場合において、加炭溶解速度が小さく、且つ、気孔径の小さい大型炭素質耐火物を安定して製造できる高炉用炭素質耐火物の製造方法を開示した。

上述したような種々の対策により、炭素質耐火物の耐久性の向上が図られてきたが、炭素質耐火物が炭素骨材を主原料とする限り、熱伝導性と耐スラグ性を維持しつつ、炭素質耐火物の短所である加炭溶解速度を低減することには限界がある。

すなわち、上記特公昭 56-18559 号公報において開示したように、単に加炭溶解速度を小さくすることにおいては、 α -アルミナ等の金属酸化物の添加が効果があることは明らかであり、金属酸化物を多量に含有させることにより加炭溶解速度を極めて小さくすることができるが、同時に耐スラグ性が劣化し、熱伝導率が小さくなるという問題が生じる。

また、特開平7-172907号公報記載の耐火物は、高温下での酸化後には、 金属チタン、炭化チタン又は窒化チタンを含まないので、後述するように溶鉄と

10

15

20

25

の濡れが十分でなく、優れた耐食性を得ることはできない。また、特許第274 7734号公報記載の耐火物は、炭素材料の含有率が30%以下であり、炭化チタンが溶鉄との濡れ性を改善する旨の記載もなく、本発明と技術的思想を異にする。

また、高炉炉底部特有の問題として、溶銑流動による内張り炭素質耐火物の摩耗がある。すなわち、出銑によって高炉炉底部には溶銑の環状流が形成されるが、この環状流に沿った部位の炭素質耐火物は、他の部位よりも著しく摩耗することが知られている。特に、炭素骨材を主原料とする炭素質耐火物は溶銑に濡れず、炭素質耐火物表面に保護層を生成することができないため、常に新しい表面が溶銑と接触することになり、溶銑流動に伴って摩耗していく。

このような環状流による内張り炭素質耐火物の摩耗を防ぐために、以下のような提案がなされている。すなわち、特開平10-298623号公報においては、 炉底部内張り材の温度分布をモニターしつつ、高さレベルの違う上下2段の出銑口により出銑制御することで、高炉炉底部に形成されるコークス充填領域を浮上させ、炉底面全体で溶銑が移動することにより環状流を消滅させる高炉炉底構造及び高炉操業方法が提案されている。

また、特開平9-41009号公報においては、TiO2源を高炉に装入し、 炉底にTi化合物を含む高融点保護層を効率よく堆積させ、炭素質耐火物と溶銑 の直接接触を防ぐ方法が提案されている。しかし、高融点保護層と炭素質耐火物 は反応あるいは濡れて結合しないため、高融点保護層は炉底部に固定されず、保 護層の流失を防ぐことができないのが現状である。

上述したように、炭素質耐火物の加炭溶解速度を低減し、溶銑に濡れるようにすることで、炭素質耐火物の耐久性は向上するが、従来の方法では、熱伝導性と耐スラグ性を維持しつつ、加炭溶解速度を低減することができず、また、これまでに溶銑に濡れる炭素質耐火物が開示されたことはない。

本発明は、上述したような従来技術の問題点を解決するために提案されたものであり、その目的は、炭素質耐火物の熱伝導性と耐スラグ性を維持しつつ、加炭溶解速度を低減し、且つ、溶鉄特に溶銑に濡れる炭素質耐火物及びその製造方法を提供することにある。

発明の開示

5

10

15

20

上記の目的を達成するために、本発明者等は、従来から用いられている炭素質耐火物に種々の添加物を加えて、炭素質耐火物の加炭溶解速度を低減し、溶銑に濡れるようにすることができるか否かについて鋭意検討を重ね、本発明を完成するに至ったものである。

すなわち、本発明の要旨とするところは、(1)質量%で、炭素50~80%、 アルミナ5~15%、金属珪素5~15%並びに金属チタン、炭化チタン、窒化 チタン及び炭窒化チタン (TiC_xN_y ; 0< x, y< 1、且つx+y=1) の 1 種又は2種以上を合計で5~20%を含有することを特徴とする炭素質耐火物、 (2)質量%で、主原料として焙焼無煙炭、仮焼コークス、天然黒鉛もしくは人 造黒鉛又はこれらの混合物から成る炭素質原料を50~85%、アルミナ微粉5 ~15%、金属珪素微粉5~15%、並びに炭化チタン粉末、金属チタン粉末、 窒化チタン粉末及び炭窒化チタン粉末(TiCxNy;0<x,y<1、且つx+ y=1)の1種又は2種以上を合計で5~20%を含有させた混合物に有機バイ ンダーを加え、混練、成形し、非酸化雰囲気で焼成して前記(1)記載の炭素質耐 火物を得ることを特徴とする炭素質耐火物の製造方法、(3)炭化チタンの(11 1) 面強度に対しTi₃O₅の(200) 面のX線回折ピーク強度比が1%以下で あることを特徴とする前記(1)又は(2)記載の炭素質耐火物、(4)アルミナ の一部又は全部がジルコン、マグネシア、ムライト、スピネル及びシリカの1種 又は2種以上からなることを特徴とする前記(1)記載の炭素質耐火物、(5)アル ミナ微粉の一部又は全部がジルコン、マグネシア、ムライト、スピネル及びシリ カの1種又は2種以上の微粉からなることを特徴とする前記(2)記載の炭素質耐 火物の製造方法、にある。

25 アルミナ又はアルミナ微粉の含有量は、質量%で5%未満では耐溶鉄性が不足し、15%を超えると耐スラグ性及び熱伝導率を低下させるので、5~15%含有させることが好ましい。また、アルミナの代わりに、ジルコンやマグネシア、ムライト、スピネル、シリカのような高耐火性金属酸化物微粉を含有させても同様の効果が得られることは、先願の特公昭56-18559号公報に記載の通り

15

20

25·

である。原料となるアルミナ微粉は粗い粒子だと局所的な溶鉄侵食が進行するため粒径74μm以下とすることが好ましい。また、焼成時に内部で発生するガスの抜け道を塞ぐことを避けるため、粒径1μm以上とすることが好ましい。

金属珪素又は金属珪素微粉の含有量は、質量%で5%未満では気孔細分化効果が不足し、15%を超えると未反応の金属珪素が残留しやすいので、 $5\sim15$ % 含有させることが好ましい。また、原料となる金属珪素微粉は未反応の金属珪素の残留を防ぐため粒径 74μ m以下とすることが好ましい。また、焼成時に内部で発生するガスの抜け道を塞ぐことを避けるため、粒径 1μ m以上とすることが好ましい。

10 有機バインダーとしては、コールタールピッチ、フェノール樹脂を用いること ができる。

このようにアルミナ及び金属珪素、又はアルミナ微粉及び金属珪素微粉を含有させる効果は公知であるが、本発明においては、さらに炭化チタン等又は炭化チタン粉末等を $5\sim20$ %含有させることを特徴としている。なお、炭化チタン等又は金属チタン、炭化チタン粉末等の含有量は、質量%で5%未満では耐溶鉄性に対する効果が不足し、20%を超えると耐溶鉄性に対する効果は変わらず、一方で機械加工が困難となり、また高コストになるので、 $5\sim20$ %含有させることが望ましい。また、本発明者等は、炭化チタン粉末の粒度を種々変えて検討したところ、粒度は小さい方が良く、粒度が 35μ m以下でも本発明の効果は得られるが、好ましくは 10μ m以下が良い。特に、粒度を 2μ m程度とすると、炭化チタン粉末の含有量が5%程度でも十分良好な結果が得られた。

また、炭化チタン粉末の代わりに、金属チタン粉末、窒化チタン粉末あるいは 炭窒化チタン(TiC_xN_y ; 0 < x, y < 1、且0x + y = 1)粉末を含有させ ても同様の効果が得られ、また、これら金属チタン及び3種類のチタン化合物の 2種又は3種以上を任意の割合で混合した混合物を、 $5 \sim 20$ %含有させても同 様の効果が得られることが判明した。

ただし、従来Ti族から選ばれる金属の炭化物、窒化物あるいは炭窒化物を公知の耐火物原料に添加して炉底部内面全域にチタンベアの保護膜の形成を狙った特開昭52-141403号公報やTi、Zrの金属単体、合金、酸化物、窒化

25

物、炭化物の1種もしくは2種以上を炭素質耐火物原料中に添加して耐火物表面 近傍にチタンベアを形成し、耐火物の浸食速度を低下させる特開昭53-770 9号公報で使用しているチタン化合物では後述するように、特にTi濃度が低濃 度の溶銑に対して耐食性が著しく劣化したり、溶銑流動による磨耗が著しいこと 5 が判明した。この理由は第1図に理学電器(株)X線回折装置RAD-rR、(C $u-k\alpha50kV/100mA$)を用いて例えば試薬TiCを分析した結果が示 す様に、従来試薬と言われているTiCの中に不純物としてTi3O5の(200) 面のX線回折ピーク強度がTiCの(111)面強度に対し、2.7%存在し、 このためTi3O5の酸素が耐火物の炭素と反応し微小気孔を形成するために特開 10 昭52-141403号公報で述べられている保護層であるチタンベアが炉底部 内面全域に連続的に形成されず、特開昭53-7709号公報で述べられている 耐火物表面近傍にチタンベアが形成されるものの耐火物に上記微小気孔を形成し、 後述する本発明の耐火物の全表面を密着して被覆する高融点保護層を形成するに 至っていないためと推定される。従って、第2図に示す様にTi3〇5の上記X線 回折ピーク強度比が1%以下であるような炭化チタンでなければ本発明の効果が 15 得られないことが判明した。

炭素質耐火物は、溶鉄、特に溶銑に触れると炭素骨材が加炭溶解して消耗が起きるが、炭素質耐火物中にアルミナ等が含まれると、炭素骨材溶出後にそれらが 炭素質耐火物の表面に残存し、炭素質耐火物と溶鉄の間に介在することにより、 炭素質耐火物と溶銑の接触を妨げ、炭素質耐火物の消耗速度を下げることができる。

しかしながら、炭素質耐火物中に多量のアルミナが含有されていると、炭素骨材溶出後の残存アルミナ層が炭素質耐火物の全表面を覆い、その結果、溶鉄・スラグ界面での溶失が加速されるので、溶鉄溶解と耐スラグ性の両者をバランスさせるには、アルミナの含有量を適正な範囲にする必要がある。

一方、本発明の焼成後の耐火物に特有な添加物である金属チタン、炭化チタン、 窒化チタン及びその中間体である炭窒化チタンは、非酸化雰囲気下で使用される ことにより溶鉄、特に溶銑、スラグ及びその界面で溶失しないので、これらを炭 素質耐火物に含有させることは、炭素質耐火物の耐溶鉄性、耐スラグ性を改善す

25

る。しかしながら、これら金属チタン又はチタン化合物は高価な原料であること から、炭素骨材溶出後の残存チタン化合物層で炭素質耐火物の全表面を覆う量を 添加することは、経済的に見合わない。

そのため、安価な原料であるアルミナを炭素質耐火物の耐スラグ性を劣化させない範囲で含有させ、炭素骨材溶出後の残存アルミナ層が炭素質耐火物の全表面を覆うために足りない分を金属チタン又はチタン化合物として含有させることにより、炭素質耐火物の全表面を残存アルミナ層あるいは残存チタン化合物層で覆うことができる。これにより、炭素質耐火物の溶銑溶解による消耗が停止し、また、耐スラグ性の劣化も生じない。

10 このとき一般に使用される試薬炭化チタンでは前述のように微量含んでいる酸化物が耐火物中の炭素と反応しその結果微細気孔が耐火物表層に形成される反応が優先され耐火物の全表面を密着して被覆する高融点保護層を形成することができないため、炭化チタン(111)面に比べ Ti_3O_5 (200)面のX線回折ピーク強度比が 1%以下でなければならない。更に好ましくは 0.5%以下である。

さらに、上記チタン化合物は鉄に濡れFe-Ti固溶体を生成する性質を有し、特にチタンを含む溶銑に対しては著しい濡れ性を示すことから、炭素質耐火物に炭化、窒化または炭窒化チタン化合物を含有させることにより、高炉炉底部に堆積する高融点保護層と炭素質耐火物は結合しやすくなる。その結果、チタン化合物を含有した炭素質耐火物を、特に、高炉炉底部の内張り材として用いることにより、高融点保護層は炉底に固定されるので、流動溶銑と炭素質耐火物の直接接触を安定して回避することができ、炭素質耐火物の溶銑流動による摩耗を防止することができる。

炭素又は炭素質原料は、熱伝導性を確保するため50%以上含有することが必

要であり、85%を超えると気孔径が大となるか、耐溶銑性が劣化するので85% 以下と規定する。

前記(1)又は(4)に係わる本発明の耐火物は、前記(2)又は(5)に係わる耐火物原料を非酸化雰囲気下で焼成することにより製造することができる。

5 非酸化雰囲気としては、コークス中、真空容器中、N2やAr等不活性雰囲気中で実施すればよい。

本発明の炭素質耐化物は主に高炉炉底部用として説明したが、合金鉄用電気炉、 キュポラ等、非酸化雰囲気で使用されるのであれば、特に用途を限定することな く、溶鉄に濡れやすく、耐食性、耐摩耗性に優れるという効果が得られる。

10

25

図面の簡単な説明

第1図は、X線回折装置を用いて従来の試薬TiCを分析した結果が示すグラフである。

第2図は、X線回折装置を用いて本発明の試薬TiCを分析した結果が示すグ 15 ラフである。

第3図は、本発明による界面保護層の断面観測状況をCMA解析装置により観察した結果を示す写真である。

発明を実施するための最良の形態

20 本発明に係る実施例及び比較例について、以下の各項目について検討した。

[1. 炭化チタンを含有することの効果]

第1表に示す配合に従って、後述する手順で、炭化チタンを含有する実施例1 及び炭化チタンを含まない比較例1~4の炭素質耐火物を得た。炭化チタンは第 2図に示すX線回折ピーク強度比を有するものを用いた。焼成はコークス中で実施した。そして、実施例1及び比較例1~4の炭素質耐火物を、1550℃において上面に高炉スラグ溶融層を有する高炉銑鉄中に1時間浸漬及び回転させた後、試料を回収し、溶銑浸漬部及び溶銑・スラグ界面の侵食率と、熱伝導率を調べた。

なお、成形サイズは600×600×2500mm、溶銑試験試料形状は30 Φ×120mmである。また、侵食率は、減圧槽内に高周波溶解炉を備えた耐食

性評価装置を用いて侵食試験を行い、侵食試験前後の試料径を測定し、次式から求めた。さらに、熱伝導率は、定常熱流法(絶対測定)によって求めた。結果は第1表に示した通りである。

侵食率 (%) = 試験前直径
2
—試験後直径 2 ×100

(実施例1)

5

10

焙焼無煙炭37部、人造黒鉛34部の炭素原料に粒径 $2\sim3\mu$ mのアルミナ微粉11部、粒径 $2\sim3\mu$ mの金属珪素微粉6部を加え、さらに粒度 7μ mの炭化チタン微粉12部を加えた計100部の原料に、有機バインダーとしてフェノール樹脂とコールタールピッチを合わせて内掛けで16部を加え、混練し、成形圧力20 MPaで型込め成形した。さらに、この成形体をコークスブリーズ中に埋没して非酸化雰囲気で1250℃で焼成し、炭素質耐火物を得た。

(比較例1)

15 第1表に示したように、比較例1においては、焙焼無煙炭47部、人造黒鉛39部の炭素原料に粒径2~3μmのアルミナ微粉8部、粒径74μm以下の金属 珪素微粉6部を加えた計100部の原料に、実施例1と同様に、有機バインダーとしてフェノール樹脂とコールタールピッチを合わせて内掛けで16部を加え、 混練し、成形圧力20MPaで型込め成形した。さらに、この成形体をコークス ブリーズ中に埋没して非酸化雰囲気で1250℃で焼成し、炭素質耐火物を得た。 (比較例2)

第1表に示したように、比較例2においては、焙焼無煙炭を45部、人造黒鉛を37部、粒径2~3μmのアルミナ微粉を12部とし、その他の配合量及び調製手順は比較例1と同様にして、炭素質耐火物を得た。

25 (比較例3)

第1表に示したように、比較例3においては、焙焼無煙炭を40部、人造黒鉛を35部、粒径2~3μmのアルミナ微粉を19部とし、その他の配合量及び調製手順は比較例1と同様にして、炭素質耐火物を得た。

(比較例4)

第1表に示したように、比較例4においては、焙焼無煙炭を35部、人造黒鉛を31部、粒径2~3μmのアルミナ微粉を28部とし、その他の配合量及び調製手順は比較例1と同様にして、炭素質耐火物を得た。

第1表

5

10

15

20

		実施例 1	比較例 1	比較例 2	比較例 3	比較例 4
	焙焼無煙炭	37	47	45	40	35
	人造黒鉛	34	39	37	35	31
	A1 ₂ 0 ₃	11	8	12	19	28
原料	Si	6	6	6	6	6
	TiC	12	_	_	_	_
	(原料小計)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
<u> </u>	有機バインダー	16	16	16	16	16
	С	72.3	85.3	81.8	75.7	67.9
	A1 ₂ 0 ₃	9.9	7.2	10.8	17.1	25.1
焼成品 (%)	Si	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
	TiC	10.8	2.1	2.0	1.8	1.6
	その他	1.6	_	_	_	·
侵食率	溶銑浸漬部	7.2	31.1	15.0	6.9	3.7
(%)	溶銑・スラグ界面	11.6	20.1	23.3	43.3	55.5
(W)	熱伝導率 (W/mK) at 600℃		20.9	19.1	16.0	15.0

その他:焙焼無煙炭の灰分

第1表から明らかなように、アルミナが8部配合された比較例1に対して、単 25 純にアルミナを4部増加した比較例2は、溶銑浸漬部の侵食率が比較例1に対し て半分になり、且つ、溶銑・スラグ界面での侵食率の劣化はわずかであった。

また、比較例3は、比較例2に対してアルミナ7部を増加したものであり、溶 銑浸漬部の侵食率は比較例2に対して半分に減少したが、溶銑・スラグ界面の侵 食率は、比較例2の約2倍となった。

さらに、比較例4は、アルミナ含有量が比較例の中では最も多いものであり、 容銑浸漬部の侵食率は3.7%と最も小さいが、溶銑・スラグ界面での侵食率は 逆に55.5%と最も大きくなった。

これらに対し、実施例1は、アルミナ含有量を11部にとどめ、アルミナを増量する代わりにTiCを配合に加えたものであるが、この実施例1の溶銑浸漬部の侵食率は7.2%であり、ほぼ同量の炭素骨材を含有する比較例3とほぼ同等の侵食率であった。一方、溶銑・スラグ界面の侵食率は11.6%であり、比較例1~4と比べて大幅に向上した。

また、熱伝導率について調べたところ、比較例2~4では、アルミナの増量に 10 より熱伝導率が減少するが、アルミナ含有量を11部にとどめ、アルミナを増量 する代わりにTiCを配合した実施例1では、熱伝導率の減少はほとんど生じて いないことが分かった。

「2. 炭化チタンの含有量について]

- 第 2 表に示す配合に従って、上記実施例 1 と同様の手順で、T i C の配合比を $0\sim1$ 1 %の範囲で変えて試料 $1\sim7$ の炭素質耐火物を得た。炭化チタンは第 2 図に示す X 線回折ピーク強度比を有するものを用いた。アルミナの粒径は $2\sim3$ μ m、金属珪素の粒径は 7 4 μ m 以下とした。ただし、T i C の粒度は 7 μ m、0 成形サイズは 1 0 0 0 × 1 3 0 m m、試料形状は 2 0 0 × 7 0 m m である。
- そして、これら試料1~7の上部をアルミナスリーブで防御し、下部部分のみが侵食されるようにして、この部分の試験前後の容積減少率を溶銑侵食率とした。なお、容積は水浸法により測定し、溶銑源としては、鋳鉄(JIS FC-15、C量3.5%、Si量2.9%)を1.2kg/回用いた。また、溶銑へのArの吹き込み量は40m1/minであり、この溶銑中に、試料1~7を1550℃で1時間回転浸漬させた。結果は第2表に示した通りである。

WO 01/74738 PCT/JP01/02704

12 第2表

				試料1	試料 2	試料 3	試料 4	試料 5	試料 6	試料7
		人造	黒鉛	76.5	72.5	70.5	68.5	67.5	66.5	65.5
		Al ₂	03	12	12	12	12	12	12	12
5	原料	S	i	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	15. A-T	Ti	С	0	4	6	8	9	10	11
		(原料	小計)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
		有機バイ	ンダー	16	16	16	16	16	16	16
		C	;	78.9	75.3	735.	71.7	70.8	69.9	69.0
10	焼成品	Ala	03	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
1	75 75 BB	S	i 	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
		Ti	С	0	3.6	5.4	7.2	8.1	9.0	9.9
		周念士 溶銑の	0.05	47.1	28.9	16.9	14.5	5.8	1.8	2.2
	侵食率 (%)	Ti 濃度 (%)	0.16	42.5	22.6	9.0	0.4	0.0	0.4	1.3
15		(/0)	0.46	40.2	9.8	2.7	微量 (濡れ)	微量 (濡れ)	微量 (濡れ)	微量 (濡れ)

第2表から明らかなように、TiCo含有量が $9\%以上(試料<math>5\sim7$)の場合、溶銑のTi濃度が低濃度の銑鉄に対しても優れた耐食性が得られることが示された。また、溶銑のTi濃度が0.46%と高くなると、明確に銑鉄に濡れることが分かった。なお、第2表には示していないが、粒度 2μ mのTiCを用いた場合には、TiCo配合比が5%であっても良好な結果が得られた。

このように、本発明に係る高炉用炭素質耐火物は、チタンを含む溶銑に対して は著しい濡れ性を示すことが示された。

25 [3. チタン化合物の種類について]

20

第2表に示した試料7と同様の配合比で、添加するTi化合物を、金属チタン、Ti C、Ti C0.7N0.3、Ti C0.3N0.7、Ti Nと種類を変えて、上記実施例1と同様の手順で、炭素質耐火物を得た。上記の炭化チタンの(111)面に対するTi $_3$ O $_5$ の(200)面のX線回折ビーク強度比を第3表に示す。金属チタン、

T i 化合物の粒径は全て 7μ m とした。また、 γ ルミナの粒径は $2 \sim 3 \mu$ m、金属珪素の粒径は $7 4 \mu$ m 下とした。ただし、成形サイズは $1 0 0 \phi \times 1 3 0$ m m、試料形状は $2 0 \phi \times 7 0$ m m である。

10

15

1 4

第3表

							用いた Ti 化合物	5.合物					
	•		Ξ	TiC	TiC 従来	TiC _{0.7} N _{0.3}	TiC _{0.3} N _{0.7}	TiN	2種①	2種②	2種③	3種	4種
	人造黒鉛	器	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5
	A1 ₂ 0 ₃		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	Si		11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
原料	×線回折パーク 強廃比	4-13	1	0.0%(図2)	2.7%(図1)	l.	1	1	1	1	1		i
	(原料小計)	計)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	有機パインダー	-41	19	16	16	91	16	16	16	91	16	16	11
	O		68.4	0.69	0.69	0.69	69.0	0.69	0.69	0.69	69.0	69.0	68.7
(4	A1 ₂ 0 ₃		10.5	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.7
焼灰品	Si		10.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.2
	Ti 化合物	整	11.0	6.6	9.9	9.6	9.9	9.9	9.6	6.6	9.9	9.9	10.4
昌會拉	溶銑の	0.16	2.3	1.3	15.6	1.5	3.1	2.2	1.7	5.	2.5	1.8	1.9
* (%)	T: 濃度 (%)	0.46	銀師(第七)	後 (湖北)	4.4	彼母 (溺れ)	鉄曲 (消れ)	鉄幅 (湖れ)	設施 (対策)	88年 (海北)	窓順 (鴻九)	後輩 (瀬れ)	後に選びます。
2種①:	2種①: TiC/TiC _{0.7} N _{0.3} =1/1の混合物	1/1=1/1	の混合物		2 糧②: TiC/TiC _{0.1} N _{0.3} =1/1 の混合物	=1/1の混合		2種③: TiN/TiC _{0.7} N _{0.3} =1/1の混合物	.7No.3=1/1	の混合物			

4種: Ti/TiC/TiC_{0.7}N_{0.3}/TiN=1/1/1/1 の混合物 3種:TiC/TiC_{0.1}N_{0.3/}TiN=1/1/1の混合物

20

25

第3表から明らかなように、金属チタン及びTi化合物として、金属チタン、TiC、TiC0.7N0.3、TiC0.3N0.7、TiN並びに金属チタン及びTi化合物の2種又は3種以上のいずれを用いた場合でも、優れた耐食性が得られることが示された。また、溶銑のTi濃度が0. 46%と高くなると、いずれも明確に銑鉄に濡れることが分かった。

このように、金属チタン及びTi化合物として、金属チタン、TiC、TiC0.7N0.3、TiC0.3N0.7、TiN00いずれを用いた場合であっても、チタンを含む 恣銑に対しては著しい濡れ性を示すことが示された。

10 産業上の利用可能性

以上説明したように、本発明の炭素質耐火物を高炉湯溜まりの側壁部及び炉底部の内張り材に使用すれば、内張り材の溶銑溶解による消耗が減少すると同時に、高融点保護層が炉底に固定されることにより、流動溶銑による摩耗も減少し、高炉の寿命を延ばすことができる。

請求の範囲

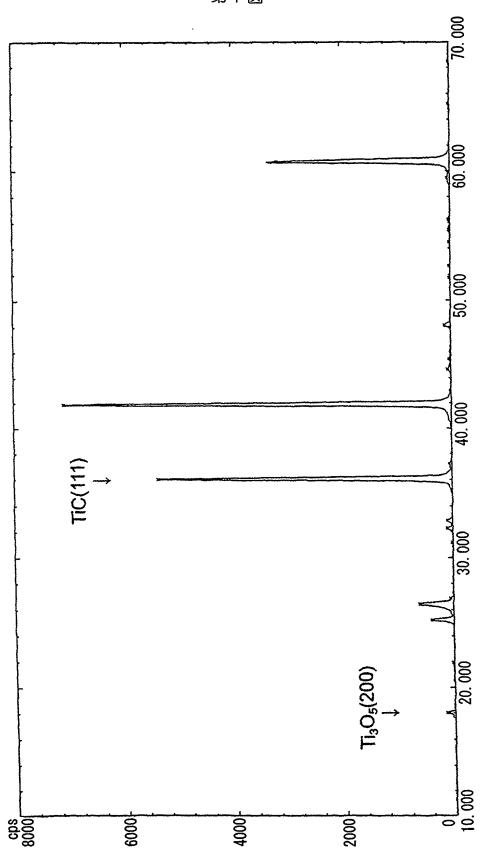
1. 質量%で、炭素 $50 \sim 85\%$ 、アルミナ $5 \sim 15\%$ 、金属珪素 $5 \sim 15\%$ 、並びに炭化チタン、金属チタン、窒化チタン及び炭窒化チタン(TiC_xN_y ; 0 < x , y < 1 、且0x + y = 1)の1種又は2種以上を合計で $5 \sim 20\%$ 含有することを特徴とする炭素質耐火物。

5

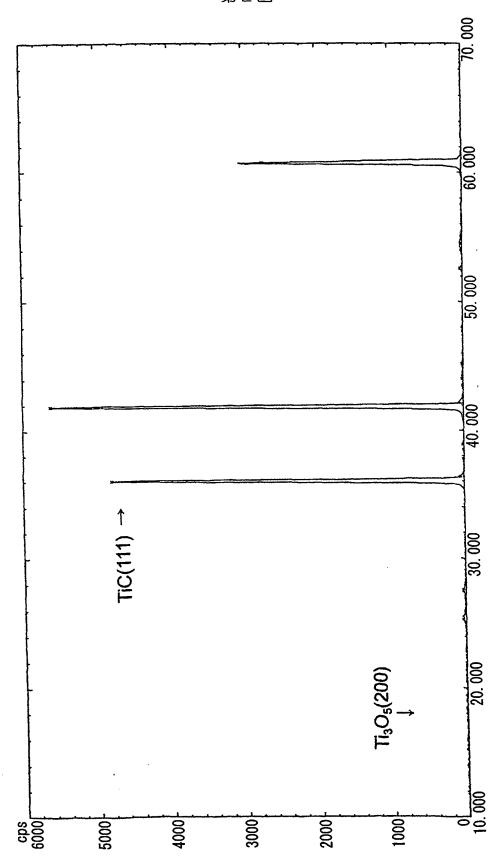
- 2. 質量%で、主原料として焙焼無煙炭、仮焼コークス、天然黒鉛もしくは人造黒鉛又はこれらの混合物から成る炭素質原料を50~85%、アルミナ微粉5~15%、金属珪素微粉5~15%、並びに炭化チタン粉末、金属チタン粉末、
- 10 窒化チタン粉末及び炭窒化チタン粉末(TiC_xN_y ; 0< x, y< 1、且0x+y=1)の1種又は2種以上を合計で $5\sim 20\%$ を含有させた混合物に有機バインダーを加え、混練、成形し、非酸化雰囲気で焼成して請求の範囲第1項に記載の炭素質耐火物を得ることを特徴とする炭素質耐火物の製造方法。
- 3. 前記炭化チタンの(1 1 1)面強度に対しT i 3 O 5 の(2 0 0)面の X 線 回折ピーク強度比が 1 %以下であることを特徴とする請求の範囲第 1 項又は第 2 項に記載の炭素質耐火物。
 - 4. 前記アルミナの一部又は全部がジルコン、マグネシア、ムライト、スピネル及びシリカの1種又は2種以上からなることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の炭素質耐火物。
- 20 5. 前記アルミナ微粉の一部又は全部がジルコン、マグネシア、ムライト、ス ビネル及びシリカの1種又は2種以上の微粉からなることを特徴とする請求の範 囲第2項に記載の炭素質耐火物の製造方法。

1/3

第1図



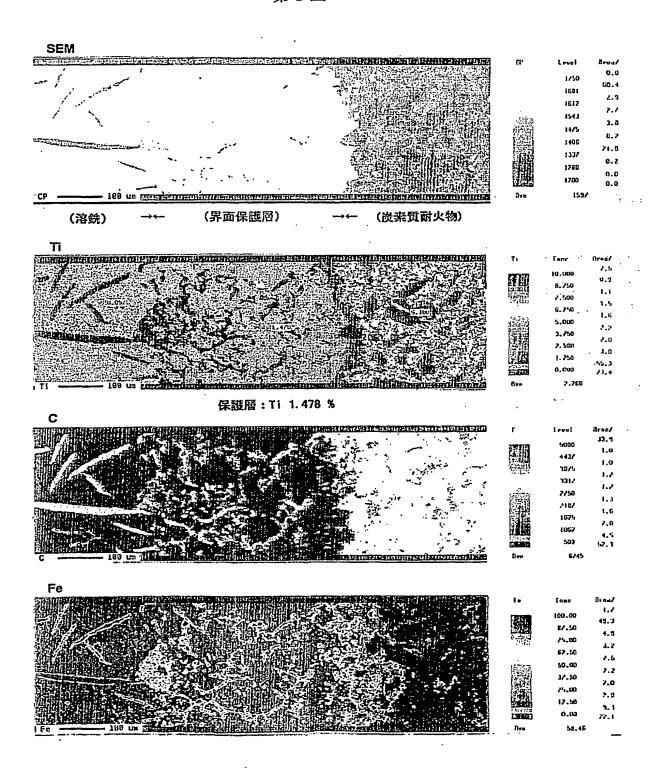
第2図



THIS PAGE BLANK (USPTO)

3/3

第3図



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP01/02704

A. CLASS. Int.	L CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl ⁷ C04B35/52, F27D1/00, C21B7/10				
According to	International Patent Classification (IPC) or to both nati	ional classification and IPC			
	SEARCHED				
Minimum do Int.	cumentation searched (classification system followed b C1 ⁷ C04B35/52	oy classification symbols)			
Documentati	on searched other than minimum documentation to the	extent that such documents are included in	in the fields searched		
Jits: Koka:	uyo Shinan Koho 1926-1996 i Jitsuyo Shinan Koho 1971-2001	Toroku Jitsuyo Shinan Ko Jitsuyo Shinan Toroku Ko	oho 1994-2001 oho 1996-2001		
CA,R	ata base consulted during the international search (name EGISTRY (STN) T (JOIS)	e of data base and, where practicable, sear	ch terms used)		
C. DOCUM	MENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT				
Category*	Citation of document, with indication, where app		Relevant to claim No.		
A	JP, 4-317478, A (Nippon Denkyok 09 November, 1992 (09.11.92), Claims; examples 2, 3 (Family:	[1-5		
A	JP, 6-101975, A (Akechi Ceramic 12 April, 1994 (12.04.94), Claims (Family: none)	:s K.K.),	1-5		
A.	EP, 0703198, A2 (NIPPON STEEL C 27 March, 1996 (27.03.96), Claims & JP, 8-81706, A Claims	CORPORATION),	1-5		
A	JP, 7-172907, A (Kawasaki Refra 11 July, 1995 (11.07.95), Claims (Family: none)	uct Co., Ltd.),	1-5		
A	JP, 53-7709, A (Sumitomo Metal 24 January, 1978 (24.01.78), Claims (Family: none)	Industries, Ltd.),	1-5		
Furthe	or documents are listed in the continuation of Box C.	See patent family annex.			
"A" docume conside "E" earlier date "L" docume cited to special "O" docume means "P" documents than the	considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "U" understand the principle or theory underlying the invention cannot document of particular relevance; the claimed invention cannot considered novel or cannot be considered to involve an invention cannot considered novel or cannot be considered nove				
08 3	June, 2001 (08.06.01)	19 June, 2001 (19.06			
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office Authorized officer					
Facsimile N	io	Telephone No.			

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP01/02704

	······································				
A. 発明の原	A. 発明の風する分野の分類(国際特許分類(I P'C))				
Int. Cl.	' C04B35/52, F27D1/00, C21B7/10				
	〒った分野 女小限资料(国際特許分類(IPC))				
Int Cl	. ' C04B35/52				
	トの資料で調査を行った分野に含まれるもの				
日本国実用日本国公開	新案公報 1926年-1996年 実用新案公報 1971年-2001年		ĺ		
	実用新案公報 1994年-2001年 新案登録公報 1996年-2001年				
	************************************	知本には田」を田钰)			
CA, R	EGISTRY (STN)	調金に使用した用品/	•		
JICS	T (JOIS)				
C. 関連する		,			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連すると	・シュンの関連ナス体配の字子	関連する 請求の範囲の番号		
, A	TP. 4-317478, A(日本電極株式会社)		1-5		
, 11	請求の範囲,実施例2,3 (ファミリーな				
A	 JP, 6−101975, A(明智セラミックス材	朱式会社) 12. 4月. 1994(12. 04. 9	1-5		
	4),特許請求の範囲(ファミリーなし		-		
A	EP, 0703198, A2 (NIPPON STEEL CORP	ORATION) 27. 3月. 1996 (27. 03. 9	1-5		
	6), 特許請求の範囲&JP, 8-81706, A, 特	持許請求の範囲			
}		,			
	·				
区 C 欄の続き	きにも文献が列挙されている。		紙を参照。 		
* 引用文献のカテゴリー の日の後に公表された文献 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって					
もの		出願と矛盾するものではなく、			
	顔日前の出願または特許であるが、国際出願日 公表されたもの	の理解のために引用するもの「X」特に関連のある文献であって、	当該文献のみで発明		
「L」優先権	「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの				
日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 文献(理由を付す) 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに					
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献よって進歩性がないと考えられるもの					
P 国際出	顔日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	「&」同一パテントファミリー文献			
国際調査を完	了した目 08.06.01	国際調査報告の発送日 19.0	6.01		
	の名称及びあて先	特許庁審査官(権限のある職員)	5 4T 9728		
	国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915	武重・竜男(翌月))		
	東京都千代田区段が関三丁目 4番 3 号 電話番号 03-3581-1101 内線 3463				

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP01/02704

C(続き).	関連すると認められる文献	
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP,7-172907,A(川崎炉材株式会社)11.7月.1995(11.07.95),特許請求の範囲(ファミリーなし)	1~5
Α	JP,53-7709,A(住友金属工業株式会社)24.1月.1978(24.01.78),特許請求の範囲(ファミリーなし)	1-5
,		
···		